

四、車輛負債ハ全額免除ノコト

五、車輛更新ニ際シ頭金ハ六百五十
円トスルコト

六、故障休車ノ場合ハ日割以テ納入
金ヲ計算スルコト

七、ボーター、日給ハ最低一円三
トスルコト

四、車輛負債ハ一部免除スルコトニ努
ムルコト

五、車輛更新頭金ハ金六百五十円也トシ
一月五輛以内更新ニ更ニ餘カ
ル場合ハ増加ヲ期スルコト

六、故障休車ノ場合ノ免除額ハ五日
以上ヲ三日以上ニ月額ニ分
シテ「一」ニ低下スルコト
但シ特別ノ事情アリト認
ムル場合ハ日割控除ヲ通算
スルコトアルベシ

七、ボーター、日給増額ハ其成績ヲ考
査シ回数手當等ニテ實現
ヲ期スベシ
昭和二十一年十一月三十日
以上

三、常盤タクシニテ議團ノ動靜

昨十一月三十日午前十一時ヨリ日本橋区馬喰町西洋料理店長栄軒ニ於テ從業員會ヲ開催出席者小林恒太郎外十九名ニシテ山口洋ニテ議長ニ推シ會社側トシテ交渉顛末ノ報告ヲ為シ「小型實用共ニ相当從業員側ノ要求ヲ考慮シ會社側ガ解決案ヲ表示セルニ不拘吾社ガ同一極内良平ヲ社長トシテカテ誠意アル回答ヲ爲シ「ハ要スルニ武藤支配人池田事務員等ガ中間ニ介在シテ吾等ノ真意ヲ社長ニ傳ヘズ後ニ會社ノ利益ノミヲ擁護セントスルモノナリト稱シ協議ノ結果飽ク迄團結ヲ鞏固ニシ會社側ノ通告セル未納社費ヲ納入セザルコトヲ申合セ更ニ武藤池田兩社員ノ彈劾ニ関シ